

甲府市中心市街地活性化協議会 規約

(協議会の設置)

第1条 甲府商工会議所及び合同会社まちづくり甲府は、中心市街地活性化法第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、「甲府市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を山梨県甲府市相生2-2-17 2階 合同会社まちづくり甲府内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、甲府市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、甲府市中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 甲府市が、作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施

(構成及び組織)

第6条 協議会は、次の(1)～(4)号の委員及び(5)号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 甲府商工会議所
 - (2) 合同会社まちづくり甲府
 - (3) 甲府市
 - (4) 中心市街地活性化法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に関する活動・事業を行うもので、協議会の目的に賛同するもの
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 協議会の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。
 - 4 協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

(入会)

第7条 協議会の趣旨に賛同し、新たに入会をしようとするものは、協議会の承認を得て、構成員となることができる。

(退会)

第8条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければ

ばならない。

2 構成員が死亡したとき又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(会 費)

第9条 会費は、必要に応じ別途定める。

(除 名)

第10条 構成員が、協議会の名誉をき損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議において、構成員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会の会議において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(役 員)

第11条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠員したときは、その職務を代理する。

(会 議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員会及び全体会議とし、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員又は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。なお、欠席の場合、委任状をもって出席と見なすことができる。

3 会議は、出席委員又は出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協議会の庶務は、甲府商工会議所(以下「事務局」という。)において処理する。

(公 表)

第15条 協議会の公表は、事務局のホームページに掲示することによりこれを行う。

(解 散)

第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成19年4月13日から施行する。

2 この改正規約は、平成19年6月4日から施行する。

3 この改正規約は、平成21年4月1日から施行する。

4 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りその効力を失う。

5 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。